

令和2年度

秋田県地域文化振興事業募集案内

補助事業の名称

- 市町村芸文団体振興補助事業
- 後継者育成補助事業
- 講師派遣補助事業
- 県民会館閉館中助成事業

〈市町村芸文団体振興補助事業、後継者育成補助事業の共通事項〉

(1) 補助金交付の対象となる事業の実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月20日まで

(2) 補助金交付の対象とならない団体

- ① 専ら営利を目的とするとき
- ② 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき
- ③ 補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みがないとき

(3) 補助金交付の対象となる事業

対象となる団体が自ら主催する事業であること

(4) 補助金交付の対象とならない事業

- ① 企業宣伝活動、文化事業を専業とする営利団体の事業
- ② いわゆるカルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会
- ③ 寄付を目的として行われる慈善事業による公演・展示等の活動

(5) 明らかな理由がなく会計・事務処理が大幅に遅れ、交付事務処理に支障を来した団体においては、翌年度以降の申請を受け付けないことがありますので、ご承知おきください。

(6) 補助金申請の期限は令和2年4月30日とする。

〈審査のポイント〉

申請事業の中から、以下のような特色ある事業を採択します。

- ① 補助金の活用により、市町村地域文化振興や後継者育成等につながることを期待できる。
- ② 企画性に富み、高い芸術文化水準を有している。
- ③ 集客範囲が限定されず、広く周知や公開されること。

〈個別事項〉

市町村芸文団体振興事業補助金

1. 補助金の申請ができる団体

県芸文協に加盟している市町村別芸術文化団体であり、市町村単位で地域芸術文化振興を図る事業を開催計画があるものとする。ただし、複数の市町村が合同で地域芸術文化振興を図る事業を行う場合も申請することができる。

2. 補助金申請書と提出期限

補助金申請時に提出する書類は、補助金交付申請書(様式第1号)事業実施計画書(様式第2号)収支予算書(様式第3号)とする。以上の書類の提出期限は令和2年4月30日までとする。

3. 地域文化振興事業の必要経費の補助対象経費と補助対象外経費

〈補助対象経費〉

項 目		内 訳
人に かかわる 経費	演出・文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、各種助手料、台本料、訳詞料等
	人件費・賃金	事業実施のための団体構成員人件費(専ら事業実施のために、職員としての通常の給与分を超えて支給される場合のみ、ただし補助額の10%を上限とする)、臨時スタッフ賃金等
	謝 礼	講師謝金、編集謝金、原稿執筆謝金、指揮料、演奏料、出演料等
	旅 費	交通費、宿泊費(食事代を除く。)
開催会場 にかかわ る経費	設 営 費	会場設営・撤去費、展示工作費、(申請団体の構成員以外の)美術作品・楽器・道具運搬費、看板制作費等
	舞 台 費	大道具・小道具費、衣装費(レンタル)、効果(照明・音響)費等
	会 場 費	会場使用料(付帯設備費を含む。)等
	印 刷 費	プログラム
事業周知にかかわる経費		印刷費(ポスター・チラシ)、広告宣伝費 (事業周知に係るポスター等の送料は対象外)
美術・文芸分野		図録・記念誌等、史料価値があり、公共施設等へ配布されるために要する印刷費、郵送費
周年記念事業		県民への広報性を考慮し、ポスター・チラシ等の印刷費、広告費、郵送費
リハーサル		公演日前3ヶ月以内のリハーサル(1回のみ)にかかわる経費(会場費・指導料・旅費等)

〈補助対象外経費〉

項 目	内 訳
賞金・謝礼	謝金以外の花束・菓子代等、コンクールの審査員謝金、賞金、賞品代、内部講師(申請団体の構成員)にかかる謝礼
旅 費	コンクールの審査員交通費、宿泊費 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金)
手数料	入場券販売手数料、振込手数料、著作権使用料、マネジメント料
印刷費	入場券(チケットの印刷費)、記念写真
食糧費	飲食代(申請団体の構成員・ゲスト等全て)
会議費 練習費	会議、練習に伴う経費(会場費、指導料、旅費等。対象経費となったリハーサルを除く。)パーティー開催経費
備品費	楽器購入費、美術作品購入費
団体の運営にかか る経費	○ 申請団体構成員にかかる経費のうち専ら団体の通常の運営にかかるもの(給与、出演・出品料、謝礼、旅費、通信費) ○ 事業が終了しても団体に残るもの(衣装・楽器、美術作品、文房具、記録費) ○ 事業終了後のお礼・報告にかかる経費

4. 補助金交付額

市町村芸術文化団体が行う地域文化振興事業にかかる対象事業必要経費の80%以内の額で上限を20万円とする。

〈個別事項〉

後継者育成事業補助金

1. 補助金の申請ができる団体

県芸文協に加盟しているすべての芸術文化団体であり、県内の児童・生徒に伝統芸能、学術文芸等を学校等で指導する事業を開催予定のあるものとする。

2. 補助金申請書と提出期限

補助金申請時に提出する書類は、補助金交付申請書(様式第1号)事業実施計画書(様式第2号)収支予算書(様式第3号)とする。以上の書類の提出期限は令和2年4月30日までとする。

3. 補助金対象経費

補助金の対象となる経費は児童・生徒の指導に関わるもので、旅費、報償費(指導謝金上限一人1日5,000円)、材料費、運搬費、郵送費、会場費等とする。

4. 補助金交付額

各団体から補助申請された金額とするが、1団体につき上限10万円とする。

〈個別事項〉

講師派遣事業補助金

1. 補助金の申請ができる団体

県芸文協に加盟しているすべての芸術文化団体であり、県芸文協に講師派遣の要請をする事業を開催予定のあるものとする。

2. 補助金申請と申請期間

補助金申請時に提出する書類は補助金交付申請書(様式第1号)講師派遣計画書(様式第10号)とする。補助金交付申請書提出期間は令和2年4月1日から令和3年2月20日までとする。

3. 補助金対象経費

補助金の対象となる経費は、講師派遣に関わる交通費(県内JR運賃・バス運賃)と講師謝金5,000円(外部講師に限る)とする。補助事業終了後は、講師の交通費等の領収証を提出する。

〈個別事項〉

県民会館閉館中助成事業補助金

1. 補助金の申請ができる団体

過去に秋田県民会館大ホールを利用したことがあり、秋田市外の文化施設を利用して芸術文化活動を行う民間の団体を対象とする。

2. 目的

秋田県民会館閉館中に民間団体が行う芸術文化活動を支援するため、秋田市外の文化施設を利用する活動に対して、必要な経費を助成する。

3. 補助金申請書と提出期間

補助金申請時に提出する書類は、補助金交付申請書(様式第1号)事業実施計画書(様式第2号)収支予算書(様式第3号)とする。以上の書類の提出期間は令和2年4月1日から令和3年2月末日までとする。

4. 補助金対象経費

補助金の対象となる経費は、主催者の運営・移動に係る経費(バス借り上げ、審査員旅費等)及び会場周知に係る経費(チラシ・ポスター印刷、広告料等)。
県から他の補助金を受けている事業は対象外とする。

5. 補助金交付額

各団体から補助申請された金額とするが、1事業につき上限10万円とする。